



| サービス名 |                           | 対象など  | 申し込み 問い合わせ                         |
|-------|---------------------------|---|------------------------------------|
| 高齢の方  | 敬老事業                      | 9月に各地区で敬老会などを実施   |                                    |
|       | 車いすの貸出(無料)                | 一時的に車いすが必要な方(1か月以内)<br>※利用者に条件あり  | · ふくし課<br>内線 137                   |
|       | 65 歳のつどい                  | 当該年 65 歳到達者   | ふくし課<br>内線 126                     |
|       | ごみ出し支援                    | 避難行動要支援者名簿登録者または 65 歳以上のみの世帯<br>※費用負担あり   | 環境課<br>内線 283<br>ふくし課<br>内線 124    |
|       | 車いす・スロープの<br>貸与 <b>無料</b> | 一時的に車いす・スロープが必要な方(1週間以内)  | 社会福祉<br>協議会<br>☎ 84-3741           |
|       | 福祉車両の貸出                   | 車いす使用者や、公共交通機関を利用することが困難な障がいのある方 ※燃料相当額の負担あり  |                                    |
|       | 見守り事業                     | 65 歳以上で見守りを必要とする方<br>※介護サービスを週3回以上利用する世帯を除く   |                                    |
|       | ふれあいサロン                   | 地域に開かれた場であり、住民参加型の交流の場<br>おおむね 60 歳以上で身の回りのことが自分でできる方   |                                    |
|       | 老人クラブ                     | 60 歳以上の方  | 各地区老人                              |
|       | 老人憩の家開放事業                 | 高齢者の交流の場を提供   | クラブ会長                              |
|       | シルバー人材<br>センターへの登録        | おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方   | シルバー<br>人材センター<br><b>お</b> 84-1567 |
| 高齢者世帯 | 配食サービス                    | 夕食を 365 日配達し、併せて安否の確認を実施<br>配食が必要と認められる方<br>※住民税非課税世帯は 1 食 350 円~、住民税課税世帯は<br>1 食 450 円~(種類に応じて負担額変更) | - ふくし課<br>内線 137                   |
|       | 軽度生活援助                    | 軽度な日常生活の支援を実施<br>住民税非課税世帯で要介護・要支援認定されていない方<br>※1時間あたり100円(月4時間まで)                                     |                                    |
|       | 家具転倒防止器具<br>取付事業          | 居間、寝室のタンスなどを固定<br>※下見、施工費用は町が負担 ※取付器具費は申請者負担  |                                    |

| サービス名          |                              | 対象など   | 申し込み 問い合わせ     |
|----------------|------------------------------|--|----------------|
| ひとり暮らしの方65歳以上の | 配食サービス                       | P 18 の [65 歳以上の高齢者世帯]の 「配食サービス」と同内容  | ふくし課<br>内線 137 |
|                | 緊急通報装置の設置                    | ボタンを押すだけであらかじめ登録された方に緊急事態を<br>通報する装置を貸与(通話料は自己負担)<br>※利用している回線によって使用可能な装置が異なるた<br>め、自己負担額も異なります。                           |                |
|                | 寝具クリーニング<br>事業<br>無料         | 住民税非課税世帯は月1回、住民税課税世帯は年度内4回   |                |
|                | 軽度生活援助                       | P 18 の [65 歳以上の高齢者世帯]の [軽度生活援助] と同内容   |                |
|                | 養護老人ホームへの<br>短期入所            | 要介護・要支援認定されていない方※1日あたり 1,730 円   |                |
|                | 家具転倒防止器具<br>取付事業             | P 18 の [65 歳以上の高齢者世帯」の 「家具転倒防止器具取付事業」と同内容  |                |
| 高齢者など          | 認知症高齢者等<br>登録制度 無料           | 認知症により行方不明となるおそれがある方の情報をあら<br>かじめ登録し、行方不明時に迅速に対応   | ふくし課<br>内線 126 |
|                | 行方不明高齢者等<br>家族支援<br>(探知機の貸与) | 認知症により行方不明となるおそれがある方の家族に対し<br>受信専用の端末機を貸与 ※1か月あたり630円<br>40歳以上の認知症の方を介護している方   |                |
| 要介護認定者         | 寝具クリーニング<br>事業 <b>無料</b>     | 要介護度4以上の方がいる世帯<br>住民税非課税世帯月1回、住民税課税世帯年度内4回   | ふくし課<br>内線 137 |
|                | 住宅改修費助成                      | 要支援 1 以上の方で介護保険制度の住宅改修費の支給を受けようとする方住民税非課税世帯 40 万円まで、住民税課税世帯 10 万円まで (課税状況は広域連合へ提出する「介護保険居宅介護 (予防)住宅改修費事前協議書」の受付日の属する年度で判断) |                |
|                | リフト付<br>タクシー料金の助成            | 助成額は1回につき上限3,640円(年度内24枚支給)<br>要介護度3以上で一般車両の利用が困難な方(施設入所者、<br>自動車税減免、バスの運賃無料証明を受けている方を除く)                                  |                |
|                | 訪問理髪サービス<br>援助事業             | 要介護度3以上で、障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1~C2に該当する方 ※理髪代金は自己負担1回の出張料を助成する券を年度内6枚支給  |                |
|                | 家庭介護用品の支給                    | 住民税非課税世帯で要介護度4以上の方(施設入所者を除く)を介護している方<br>1か月につき額面3,000円券2枚(各年度の初めての支給月は3枚)  |                |
|                | 要介護者介護手当の<br>支給              | 要介護度4以上の方を介護している方(施設入所者を除く)<br>月額6,000円を支給   |                |
|                | 緊急通報装置の設置                    | 「65 歳以上のひとり暮らしの方」と同内容<br>要介護度 1 以上の方がいる高齢者のみ世帯   |                |